

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
熊本県	グローバル農業の戦略拠点の形成	熊本県	<p>これからの日本農業には、これまで以上に国際競争の荒波の中で、勝ち抜いていく力が求められている。こうした中、本県では、平成28年4月に「熊本地震」が発生し、県内農業に甚大な被害を受けたことから、今後、復旧・復興と競争力強化を同時に進めていく必要がある。</p> <p>幸い、震災を受けた中でも、農業産出額・輸出額ともに増加するなど、農業者は力強く営農を続けており、困難を乗り越えていく基盤は揺らいでいない。また、新たな動きとして、バリやタイなど東南アジアを中心に農業研修等が増加するなど、海外との交流も広がっている。</p> <p>一方で、震災の関連もあり、現在、有効求人倍率が過去最高となるなど、労働力不足が深刻化している。</p> <p>本県では、このような状況を踏まえた上で、将来を見据え、グローバルな視点から、創造的復興の展開を加速化し、熊本地震からの早期の復旧・復興と、世界とつながり、世界と戦える競争力の高いくまもとの農業の実現を目指していく。</p> <p><b>【全体概要】</b> このため、『震災復興に向けた農業人材の受入・育成に係る『熊本型特区』スキームの構築』を中核に、戦略的な輸出や食と農を通じたインバウンド・アウトバウンドの推進、革新的な技術の開発・導入等を世界的視点から一体的に推進し、震災を乗り越え、農業の成長産業化、国際競争力の強化を実現し、グローバル農業の戦略拠点を形成する。</p> <p>※中核をなす事項 (1)震災復興に向けた農業人材の受入・育成に係る『熊本型特区』スキームの構築(国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の支援体制強化を含む。)</p> <p>「熊本地震」では、農林水産業においても1,777億円にのぼる過去最大の被害を受けたところ。</p> <p>震災後は、復旧・復興に向けた各方面での人材需要の高まりもあり、農業分野においても労働力不足が大きな課題となっている。これを受け、県・農業団体一体となり、「熊本県農業労働力連携会議」を立ち上げ、労働力確保での取組を進めているところ。</p> <p>また、外国人材に対する研修支援として、熊本県立農業大学校主催のくまもと農業アカデミー講座(農業の最先端研究技術に関する講座等)を技能実習生に対しても実施しているところ。</p> <p>このような状況を踏まえて、今後は、外国人材を対象に、熊本県がこれまで培ってきた多様な農業人材の育成方法を活用し、雇い手・働き手両者がWIN-WINの関係となる「しくみ」を新たに構築し、震災復興を行う外国人材の受入れによる被災地を含めた地域の活性化や県農業の発展を目指す。</p> <p>具体的には、年間を通じた多様な業務・先進農業技術研修を備えた『熊本型国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業(以下、『熊本型特区事業』)』を新たに設け、「農業技術向上を志しかつ震災復興支援を行う者(外国人材)」に対して、即戦力かつオールラウンダーな農業人材の育成を行う。併せて、生活の支援体制を充実させ、外国人材の満足度の向上を図る。また、受入側については、県や関係団体等で構成する「熊本県農業労働力連携会議」が効率的な派遣に向けた調整を行うなど全体をサポートし、支援体制を構築する。</p>	<p>①熊本地震による労働力不足の改善等が進み、早期の復旧・復興につながる。</p> <p>②農業分野での海外との相互交流(WIN-WIN)が拡大し、外国人材の育成等を通じて、諸外国との信頼関係が強化される。</p> <p>③インバウンド・アウトバウンド両面での国産農畜産物の新たなマーケット開拓や産業創出につながる。</p> <p>④農業技術の国際連携が進み、研究開発で更なる技術向上も図られる。</p> <p>⑤震災を受けた熊本において、競争力の高い農畜産物の拡大等が進むなど、世界とつながり、世界と戦える形で、農業の成長産業化、国際競争力の強化を実現し、グローバル農業の戦略拠点が形成されることで、国内農業の大きな目標となる。</p> <p>※中核をなす事項 ①確かな技術向上スキームと整った労働環境により、雇い手・働き手が互いに安心し、深い信頼関係を築くことが出来る。 ②多様な技能を有する人材確保は、多様な労働力のニーズに対応し、安定した労働力をもたらす(安定生産)だけでなく、新たな発想やアイデアが生まれるなど、規模拡大や経営高度化など、熊本農業の成長につながる。 ③外国人材の母国の農業振興へ貢献し、将来に亘る人的交流の懸け橋となる人材育成が出来る。 ④労働力のみならず、派遣業務・研修を契機に、熊本県の雇い手の育成・確保につながる。 ⑤輸出やインバウンドなど新たな需要を見据え、積極的に外国人材との交流を進めることが可能となり、国際競争力の強化につながる。 ⑥農業を通じた復興支援により、被災地を含めた地域の活性化につながる。</p>	<p>平成29年6月16日付けで特区改正法案成立に伴い、一定水準以上の技能を有する外国人材について、日本での農作業に従事することが可能となったが、震災復興支援を行う者については在留資格の定めがない。</p> <p>外国人材の住居として、民間社宅、民間賃貸住宅、マンション・マンションなど様々なものがあるが、入居差別や家賃が高いなど入居するのにハードルが高い。加えて、『熊本型特区事業』は、広域的な派遣・研修業務となるため、適切な地域に住まいの拠点を設けることが必要。これらのことから、公営住宅の利用が考えられるが、入居者資格の緩和が必要。</p> <p>年金は日本に在住する20歳以上60歳未満の者は加入が義務付けられている。『熊本型特区事業』の対象者については、在留期間が短期間であり、年金受給要件となる10年の納付は難しい上、多くの所得は見込めないため、負担が大きい。これらのことから、外国人材の確保が難しくなる。</p> <p>『熊本型特区事業』は、広域的な派遣・研修業務となるため、送迎体制を整備する必要がある。</p> <p>生活面、業務面の上で、運転免許は不可欠である。日本に上陸した日から1年間又は当該免許の有効期間のいずれか短い期間において、外国免許証を日本の運転免許証に切替える際には、知識確認、技能確認の必要がある。</p> <p>『熊本型特区事業』の経験は国家戦略特区農業支援外国人受入事業に定めがない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法 第2条の2第2項</p> <p>公営住宅法第23条</p> <p>国民年金法第90条</p> <p>道路運送法第78条</p> <p>道路交通法</p> <p>国家戦略特別区域法・政令(国家戦略特区農業支援外国人受入事業) 出入国管理及び難民認定法 第2条の2第2項</p>	<p>母国等で農業の経験がありかつ震災復興支援を行う外国人材を『熊本型特区事業』の対象者として、期間限定で入国を認める。</p> <p>公営住宅の入居者資格(収入の上限158千円以下)の要件を緩和し、『熊本型特区事業』の対象者の利用を認める。</p> <p>学生納付特例制度の対象者に、『熊本型特区事業』の対象者も認める。</p> <p>既存の規制改革メニュー「自家用自動車の活用拡大」(観光客の輸送)を応用し、外国人就労者の輸送需要に対応した制度を創設する。</p> <p>熊本型特区で想定する復興支援外国人材について、日本の運転免許証への切り替えに係る手続きを簡素化する。</p> <p>『熊本型特区事業』で1年以上実務を行った者を、国家戦略特区農業支援外国人受入事業における外国人の要件を満たすものとする。</p>

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
熊本県	グローバル農業の戦略拠点の形成	熊本県	<p>(2)戦略的な輸出・インバウンド推進と新たな産業の創出等</p> <p>農林水産物の国内マーケットは、消費者ニーズの多様化が進むとともに、少子高齢化による消費の先細りなど、将来的に縮小傾向にある。その一方で、海外では、アジア諸国の経済発展に伴う富裕層の増加、食の安全・安心や健康志向の高まり、和食のユネスコ無形文化遺産登録、2020東京オリンピック・パラリンピック大会開催などで、日本の食文化が世界的に注目を集めている。</p> <p>このような状況を踏まえて、本県では、シンガポールや香港で海外事務所を設置し、事業者等の現地サポートや現地情報の収集などの環境整備に加え、輸出促進アドバイザー活動による事業者の掘り起こしと育成や広域農場推進での生産コスト削減などの産地対策、バイヤー招へいや販促フェアなどによる取引機会拡大対策に取り組み、県農林水産物の輸出促進に努めてきた。その結果、平成28年度の県産農林水産物等の輸出額は48億6千万円、対前年度比112%となり、過去最高を更新したところ。</p> <p>今後は、年間を通じて多彩な農畜産物が生産されるという強みを最大限に活かし、外国人材との連携や誘客等により新たなマーケット開拓(輸出・インバウンド推進)や、食・農に関する新たな産業の創出等を図っていく。</p> <p>具体的には、ハラール処理に必要な人員を安定的に確保による輸出及びインバウンド向けのハラール食肉の供給安定・拡大や、GI登録拡大による地域ブランド確立・輸出向け農畜産物の増加、訪日外国人と連携した県産品の利用促進と輸出拡大(クールジャパン外国人材との連携)に取り組み、さらに、都市農村交流や農泊などの他分野と連携した取組みを進める。</p> <p>加えて、農業機械自動化等農業技術イノベーションと技術交流の促進、外国人留学生の県内起業支援や、シルバー人材の活躍、意欲ある企業等による森林集約化の加速化・実現等を含め、「ヒト」「モノ」「技術」の交流を一体的に推進していく。</p>	<p>①農産品の積極的な輸出展開の契機、ビジネスチャンスの創出につながる。</p> <p>②農村への来訪者の増加による農村地域の活性化、6次産業化の拡大や雇用の場の創出につながる。</p> <p>③都市農村交流や農泊、林業などの他分野と連携した取組みによる新たな産業の創出、複合的な収入の確保等が図られる。</p>	<p>国産畜産物のイスラム圏への輸出拡大等を図るためには、スローターマン(イスラム教徒のと畜人)は必要不可欠な存在。現在は、入管法における在留資格として規定されておらず、ハラール食肉の生産活動に不可欠なスローターマンを安定的に確保できない。</p> <p>県(地域)が農産物等の産地定着を図りつつ、海外輸出を促進するためには、ブランド化と知的財産の保護を並行して取組む必要があるが、GI登録要件である産地定着年数が概ね25年と、GI制度の申請ハードルが高い。</p> <p>農業技術イノベーションに向けては、圃場の大区画化(広域農場の取組推進)と併せて、農業機械自動化を進めることで、大規模で、先進的な農業を実践する必要がある。現在、無人トラクター等自動で農作業を行う農業機械は、圃場内で無人状態の作業ができないほか、圃場間等を移動するための農道や一般公道を通行できない。</p> <p>外国人が本邦において事業の経営を行うためには「経営・管理」の在留資格が必要となる。その要件として事業の規模が「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」であること等の要件があるが、留学生にとって、卒業時点で500万円以上の資金を確保することは非常に困難である。この規制が、留学生の県内での起業促進を妨げている。</p> <p>農村において、農業との複合収入等密接な関係にある森林資源は、今、成熟期を迎えているが、所有者不明森林や森林経営に無関心な所有者が多く存在している。小規模・分散的な森林を、民間企業等の新規参入者を含めた意欲ある担い手に集約化し、効率的な森林経営を推進するための手法等が限られており、その拡大・緩和が必要。</p>	<p>入管法第2条の2第2項</p> <p>特定農林水産物等審査要領第2の4の(3) (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 関連)</p> <p>農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン、道路交通法第70条</p> <p>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、同法別表第1の2号、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令、国家戦略特別区域法第16条の5第1項、同法施行令第18条</p> <p>林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について 第1の2、森林法、地方税法第22条、不動産登記法第62条、登録免許法第9条の別表第一</p>	<p>特区に限り「スローターマン」を入管法における在留資格とする。</p> <p>輸出目的の農産物に限り、GI登録要件である産地定着年数を概ね10年とする。</p> <p>安全基準等を満たした無人トラクターなどの無人農業機械については、運転手の有無に関わらず、圃場内で無人状態の作業を認めることに加え、圃場間を移動するための農道や一般公道の通行を認めるよう緩和する。</p> <p>卒業後の起業を予定する留学生について、地方自治体による事業計画の確認を要件に、以下の措置を行う。 (1)「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」等)を6ヶ月間猶予する。 (2)地方自治体による公設及び地方公共団体が指定する民設のインキュベーション施設に入居する者は、「経営・管理」の在留資格の基準における「最低限の投資額」を「300万円以上」に緩和する。</p> <p>※「インキュベーション施設」とは、以下の2要件を満たす施設をいう。 ①安価な個室又はブース席による事業所の提供が可能 ②インキュベーションマネージャー等専門家による支援が可能</p> <p>林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について、県の認定を受けた『事業主(認定事業主)』の定義に、新規参入者を明示する。</p> <p>県が「森林版中間管理機構」を設け、森林所有者(市町村)から管理委託(再委託)を受け、担い手へ管理委託する業務及び森林の所有権を取得し、担い手へ売り渡す業務を行うことを可能とする。</p> <p>共有林について、市町村からの公告、県の裁定を経ることなく、事実上の管理者の判断で、自治体等による利用権設定又は管理委託等を可能とする。</p> <p>所有者不明森林について、自治体による公示を経て、自治体等による利用権の設定を可能とする。</p> <p>森林所有者を特定するため、課税情報について都道府県への情報提供を特例で認める。併せて、全ての森林所有者に対して、相続登記を義務化(登録免許税は無償)する。</p> <p>森林法に、森林所有者が果たすべき責務として、施業委託等の義務化を明示する。</p>